

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目次

◇告 示 字の区域の変更
保険医等の登録

土地改良法による換地処分
鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正

◇正 誤 昭和五十五年十月鳥取県告示第九百三十三号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、泊村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による字谷地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十五年九月一日現在の地番による。）
原 大字字谷字上井	大字字谷字上井原のうち一〇八、一〇九、一二八の一部、一二九、一三〇、一三一の一部、一三二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
原 大字字谷字中井	大字字谷字中井原の全域、大字字谷字上井原一〇八、一〇九、一二八の一部、一二九、一三〇、一三一の一部、一三二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字字谷字下井原二八九の一部及びこれらと一体をなす国有地
原 大字字谷字下井	大字字谷字下井原のうち二八九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第四百五十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十六年五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
田 中 和 子	鳥 葉 第 四 四 八 号	昭和五十六年四月八日
高 木 雅 寛	鳥 葉 第 四 四 九 号	昭和五十六年四月九日
尾 崎 靖 子	鳥 葉 第 四 五 〇 号	"
辰 巳 春 環	鳥 医 第 二、六 〇 二 号	昭和五十六年四月十三日
水 戸 敬	鳥 医 第 二、六 〇 三 号	"
南 幸 博	鳥 医 第 二、六 〇 四 号	"

鳥取県告示第四百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において

準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、泊村から同村が行う土地改良事業に係る宇谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百五十八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正する。

昭和五十六年五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表中

安部農業協同組合	本 所	八頭郡八東町大字安井宿
八東農業協同組合	本 所	八頭郡八東町大字才代
丹比農業協同組合	本 所	八頭郡八東町大字北山

株式会社山陰合同銀行	若枝支店
株式会社山陰合同銀行	若枝支店
株式会社山陰合同銀行	若枝支店

八東町農業協同組合	本 所	八頭郡
	安部支所	八頭郡
	丹比支所	八頭郡

八東町大字才代
八東町大字安井宿
八東町大字北山

株式会社山陰合同銀行
若桜支店

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

昭和五十六年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十六年五月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日時 昭和五十六年五月十一日(月)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

1 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に
関する規程の改正について

2 市町村明るい選挙推進協議会委員研修会について

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号(不在者投票
管理者を置くことのできる病院等の指定について)の一部を次のように改
正する。

昭和五十六年五月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

「社会福祉法人大徳会軽費老人ホーム玉真園 西伯郡名和町大字大塚千
歳七二七」を 「社会福祉法人大徳会軽費老人ホーム玉真園 西伯郡名和町
鳥取県立日南特別養護老人ホーム 日野郡日南町
大字大塚千歳七二七
下石見二一〇七番地一」 に改める。

正 誤

昭和五十五年十月鳥取県告示第九百三十三号(解除予定の保安林につい
て) 中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
四 上 終わりから八 字木谷 字木谷